

湖南省農業委員会だより

令和4年7月11日発行

第26号

湖南省農業委員会
湖南省中央一丁目1番地
TEL 0748-71-2362

農業委員の活躍をご紹介します！

滋賀県湖南省立下田小学校は5月11日に「田植え」の体験学習を行いました。5年生63人が6アールに『滋賀羽二重糯』を手植えしました。総合的な学習の一環で「種まき」も行い、また、4月には「田おこし」も体験しています。



↑くわを使った田おこし体験の様子

収穫祭なども行う予定。児童たちは、「田おこし」「田植え」の体験だけでも米作りの大変さを実感している様子でした。

また、秋の収穫後に「レンゲの種まき」を予定しており、何のために「れんげをまくのか」も勉強する予定。上西委員は「土づくりや稲の管理などを児童に体験してもらい1年を通じて米作りを体験し、一つ一つの作業の意味と、様々な経験を通じて食に関する知識を習得し、健全な食生活を実践できる人間になってほしい」また「食べ物が口に入るまでの流れを知ってもらうことで一層食育につながると思う。一つ一つの作業の目的を考えながら参加してほしい」と話していました。

湖南省農業委員の上西 一嗣委員と下田学区民生委員・児童委員協議会、下田小学校コミュニティスクールのボランティア21名が加わり、植え方のポイントなどを説明。児童は笑顔で手植えを体験しました。今後は中干の観察や稲の写生、稲刈り、乾燥作業の見学、



↑ボランティアの指導を受けながらの田植え

田んぼや畑の管理はできていますか？

農地パトロールを実施します。(基準日:8月1日)

昨年の農地パトロールの様子↓



湖南市農業委員会では、今年度も8月1日を基準日として市内の農地利用状況調査(パトロール)を実施します。また、この調査の結果、耕作の予定がなく放置されている農地(遊休農地)と判断した農地については11月頃に農地利用意向調査等を実施することになります。

農地を一旦遊休化させると再び耕作可能な状態に戻すには大きな労力、時間などが必要になります。また、放置すると病害虫等の発生源となる恐れがあるほか、ごみの不法投棄や雑草による火災発生の原因になるなど、周辺農地や地域への迷惑にもなります。

田んぼや畑などの農地を所有する者と耕作者は適正かつ効率的な利用を確保する義務があります。農地を遊休化させないために日頃から適正な管理をしてください。

休耕地についても年に数回は耕起または草刈り等の保全管理をお願いします！
農地利用に関することは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へご相談ください。

★農業委員会事務局からのお知らせ

～安心で豊かな老後のために～ **農業者年金**に加入しましょう

次の3つの要件を満たす人はどなたでも加入できます

・20歳以上60歳未満 ・年間60日以上農業に従事 ・国民年金第1号被保険者 の方
農業者年金の主なメリット

- ・少子高齢時代に強い積立方式！(確定拠出型年金)
- ・保険料はいつでも変更可能！(月額2万円から6万7千円)
- ・終身年金 80歳前に亡くなられても遺族に死亡一時金！
- ・保険料の社会保険料控除で大きな節税効果！
- ・一定の要件を満たす農業者には保険料の補助！

みんなで読もう 全国農業新聞 ～農業者の視点でお届けします～

農政・農業の最新情報や先進農家の経営紹介など、農業者にとって役立つ情報が満載です。

・毎週金曜発行 ・購読料 月額700円

※お申込み、お問い合わせは農業委員会事務局(TEL71-2362)まで